

本校の学校生活について

令和6年4月1日

(生徒手帳・新入生のしおりより抜粋)

(1) 自転車通学について

自転車通学は、許可制です。自転車通学が許可された場合は、許可シールを発行しますので、登校に使用する自転車の「後輪泥よけ部分」に貼ってください。

(2) 単車について

依然として高校生の単車による死傷事故があとを絶たず、全国的に大きな社会問題となっています。大阪府もその例外ではなく、ここ数年間に単車事故による死者・重傷者を出しています。

つきましては、ご家庭のご協力により、単車事故の防止を図りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(3) 「地毛登録届出用紙」について

生まれつき、髪が細いなどの理由により茶色であるために、脱色等と誤解されやすい場合は、「地毛登録届出用紙」を提出してください。なお、今までにパーマや染髪、脱色等をしていない場合に限りです。

また、ドライヤーやヘアーアイロン等により、頭髪が変色している場合についても、改善を求める場合がありますのでご理解ください。

(4) 懲戒指導について

本校には、訓告・停学・退学等の懲戒指導があります。懲戒となる場合には、学校において保護者同伴のもと、学校長が申し渡しを行います。停学以上の場合は、家庭謹慎となるため、保護者の同意のもと、携帯電話を学校で預かり、課題を課すとともに、家庭訪問を行います。その際、家庭不在や課題に不備がある場合は、停学期間が延長になる場合があります。

(5) 服装指導について

① 指導の目的

普段から正しい服装の着用を意識するために行っています。

② 指導方法

- ア) 本校指定のブレザー（11月～4月）・カッターシャツ・スカートまたはズボンを着用していない生徒は、再登校指導となります。
- イ) クロックス等のサンダルで登校した場合は、再登校指導となります。
- ウ) 防寒具を除き、学校指定以外のもの（ジャージ・スウェット・パーカー等）を着用していた場合、預かり指導となります。（登下校時も同様です）

(6) 装飾品指導について

① 指導の目的

健康被害を防ぎ、進路実現に向け学業に集中できる環境をつくるために行っています。

② 指導方法

ア) ピアス・イヤリングは、即時預かり指導となります。

イ) ピアス・イヤリング以外の装飾品は、場合により預かり指導となります。

ウ) 返却は、各学期末に指導と合わせ本人に行います。

(7) 授業中の指導について

① 授業中は携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機等、授業と無関係のものを机の上に置いている場合、使用している場合は預かり指導となります。

② 携帯電話、スマートフォンの預かり指導はその日の放課後までとなります。その他の物品については学期間預かりとなります。預かり指導後、本人に返却します。

③ 3回目の預かり指導となった場合、保護者の方への返却となります。

(8) 貴重品の管理について

① 生徒用個人ロッカー及び下足ロッカーは各自で鍵を購入し、施錠のうえ厳重に管理してください。

② 学校に不必要なお金等の貴重品は、持参しないようにしてください。

③ やむを得ず持参したときは常に身につけるか、個人で管理を徹底してください。